

## 基礎年金番号通知書再交付申請書

### 【手続概要】

基礎年金番号通知書や年金手帳を紛失、き損したとき、または届出によらず、住民基本台帳ネットワークの異動情報に基づき、氏名変更が行われたときに、被保険者が基礎年金番号通知書の再交付を申請するためのものです。

### 【添付書類】

- ・被保険者が事業主を経由せずに提出する場合で、かつ個人番号（マイナンバー）を記載し提出する場合

マイナンバーカード（または下記の①および②）

- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※上記以外の②身元（実存）確認書類については、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 【留意事項】

- ① 入社の際、再交付を申請される場合は、この届書の「現に被保険者として使用されている（または最後に被保険者として使用された）事業所の名称、所在地（または船舶所有者の氏名、住所）欄には、入社される直前に被保険者として使用されていた事業所の名称、所在地等を記入して下さい。
- ② 共済組合のみ加入の方は、「基礎年金番号通知書（共済組合用）」の再交付を請求することになります。  
この場合、お近くの年金事務所へご相談ください。

### 【提出先】

- ① 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者の場合  
お近くの年金事務所（郵送の場合は事務センター）または住所地の市区町村役場
- ② 厚生年金保険または船員保険の被保険者の場合  
勤務する事業所を経由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ③ 国民年金第3号被保険者の場合  
配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）

- ④ 厚生年金保険の第四種被保険者の場合  
お近くの年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ⑤ 最後に加算の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった場合  
お近くの年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ⑥ 最後に加算の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった場合  
お近くの年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ⑦ 最後に加算の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった場合  
お近くの年金事務所（郵送の場合は事務センター）

【提出方法】 電子申請、郵送、窓口持参